

令和4年度第3回江別市国民健康保険運営協議会 意見・質問

No	議題	意見・質問(原文のまま掲載)	回答
1	報告事項(1) 令和5年度国民健康保険事業費納付金確定額について	①国保事業費納付金aが概算額より約800万円減少している事は、同様に個別歳入である[道支出金]も同様に減少しており、個別歳入歳出額差引bも増え、結果として保険税収納必要額cも増加するのではないのでしょうか。	委員のご質問のとおり、国保事業費納付金aが減少すれば、個別歳入歳出額差引bも減少することが想定されますが、今回は特別調整交付金、道からの繰入金、出産育児一時金(法定繰入分)等が増えたことにより、この時点でbは増加しております。 第3回の運営協議会の資料作成後に予算(案)が決まり、保険事業費や一般会計繰入金などが変更となったため、現時点で個別歳入歳出差引bは613,864千円となっており、結果として保険税収納必要額cも2,523,790千円に増加しております。
		②現行税率で、収納率eが97.03%となっていますが、前回の資料の[国民健康保険税現年度分収納率見込み]で令和5年度積算で97.4%となっていました。今回の資料の収入見込額も、この率の場合で890万円程差異となりますが、この差異はなぜでしょうか。	収納率eの97.03%は医療(97.5%)、支援(97.5%)、介護(96.1%)の平均値で算出していることによる差異であります。
		③基金繰入額が令和5年度以降ないのは何故ですか。又単純に財源不足見込額を基金残高で補填する形となる場合、あと数年で基金残高が底をつく可能性があります。何か手立てがあるのででしょうか。	令和5年度以降の基金繰入額は金額が未定であるため記載しておりません。基金残高を確保しながら財源不足分を補うために、被保険者への影響等を注視したうえで、税率の見直し等について今後の運営協議会の中で協議していただくことを予定しております。
2	報告事項(1) 令和5年度国民健康保険事業費納付金確定額について	将来推計を見ると2年で基金が無くなります。 ①補助金の確保→増額見込金額は	基金残高を確保しながら財源不足分を補うために、被保険者への影響等を注視したうえで、税率の見直し等について今後の運営協議会の中で協議していただくことを予定しております。 保健事業や医療費適正化事業などに対する補助金の確保に努めるとともに、医療費の適正化を進めてまいります。
		②収納見込額の一人当の収納額 令和5年100,360円、令和6年96,875円、令和7年96,875円。1人当たりが減額する理由は	令和5年度は、予算(案)における数値であり、令和6年度以降は、令和4年度の実績を用いて推計したものであり、何らかの理由で減額を想定しているものではありません。 令和5年度以降の一人当たりの収納額は、見込み数値ですので、国保加入者の今後の状況により変化します。
		③「今後総合的に検討していく」とあるが、令和8年以降全道統合時までの赤字はどうするのか？ →税率見直しを審議する必要があるのでは	統一保険料となるのは令和12年度ですが、それまでに赤字とならないよう、基金残高を確保しながら財源不足分を補うために、被保険者への影響等を注視したうえで、税率の見直し等について今後の運営協議会の中で協議していただくことを予定しております。
3	報告事項(2) 国民健康保険条例の一部改正について	①出産一時金の給付の担当部署は違うと思いますが、簡素な手続きと早期の振込の実施をすることが必要と思われる。又[広報えべつ]や江別市のHP等での早急の告知も必要かと思えます。	被保険者の方が医療機関等で手続きをすると、国保から医療機関等に直接出産育児一時金が支払われる直接支払制度があります。この制度を利用することで、被保険者の医療機関等での窓口費用負担が軽減されます。 制度につきましては、引き続き江別市ホームページ等での周知を図ってまいります。
		②新聞記事では、この[出産育児一時金]以外にも4月から[児童扶養手当]の2.5%増となっており、これらの国民健康保険条例との兼合いが、予算等を含め、どうなっているのかを詳しく知りたいと思えます。	児童扶養手当は、ひとり親家庭の所得に応じ給付されるものであり、4月から物価上昇を反映した増額がなされることを承知しております。 児童扶養手当については、国民健康保険制度関連性のない給付でありますので、国民健康保険条例や国保特会予算等への影響はありません。

令和4年度第3回江別市国民健康保険運営協議会 意見・質問

No	議題	意見・質問(原文のまま掲載)	回答
4	<p>諮問事項 令和5年度江別市国民健康保険税の課税限度額の改定について</p>	<p>①令和5年度江別市国民健康保険税の課税限度額改定については、市民にそうせざるを得ないことの経緯の説明をきちんとしないと納得して貰えないと思います。昨今の物価の高騰や各種料金の値上げがある中での、お願いとなる為です。</p> <p>①国及び江別市の国民健康保険税課税限度額の推移の中で、令和4度の据え置きにした経過</p> <p>②道内35市の国民健康保険税課税限度額の改定状況の中で、江別市を含む7市が法定基準になっていない事の説明等をきちんと説明する必要があります。</p> <p>②前回はお願いしましたが、江別市は国民健康保険税課税限度額の改定が、令和5年度に令和4年度の国基準まで引き上げを予定していますが、基礎課税分の影響世帯246名に対するきちんとした説明が、必要と思われるので担当部署としてきちんと実施してください。</p>	<p>ご指摘のとおり、被保険者に現状を理解してもらえるよう、納税通知などを活用しながら、制度の改正について周知してまいります。</p> <p>①例年、限度額に係る法律の改正が年度末ごろに行われており、限度額改定については、本運営協議会で協議後、諮問・答申を経て市議会で議決を得たうえで改定としていることから、当年中の改定が間に合わないので、1年遅れで改定を行っております。</p> <p>②他市の状況は当市では把握しておりませんが、当市と同じ理由である可能性が高いと考えております。</p> <p>影響世帯はあくまで令和3年分の所得を基に算出した世帯であり、現状では、対象世帯に対する個別周知は難しいところですが、制度改正についての適切な周知に努めていきます。</p>